

## 建設工事に係る下請負契約基準

平成 24 年 6 月 27 日

決 裁

### (目的)

第 1 条 この基準は、中津川市（以下「市」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る下請負契約について、選定等に関する基準を定め、工事における施工体制の適正化を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 この基準は、工事請負契約約款（平成 22 年 10 月 20 日決裁）第 6 条、第 7 条及び第 7 条の 2 に適用する。

### (定義)

第 3 条 この基準において「元請負人」とは、下請負契約における注文者をいい、一の工事が複数の下請負契約により行われる場合は、市から直接工事を請負った者（以下「直接元請負人」という。）はもとより、それに続くすべての下請負契約における注文者をいう。

2 この基準において「下請負人」とは、下請負契約における請負者をいい、一の工事が複数の下請負契約により行われる場合は、直接元請負人からその工事の一部を請負った者はもとより、それに続くすべての下請負契約における請負者をいう。

3 この基準において「等級格付」とは、中津川市建設工事発注基準（平成 12 年 3 月 8 日中建第 182 号）に定める等級格付をいう。

### (一括下請負等の禁止)

第 4 条 元請負人は、下請負工事の施工に実質的な関与をしていると認められる場合を除き、次の各号に掲げることを禁止する。

(1) 元請負人が工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせること。

(2) 元請負人が工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせること。

2 前項に定める「実質的な関与」をしているかどうかの判断は、次の各号に掲げる基準に基づき工事の発注担当課が行うものとする。

(1) 元請負人が当該工事に関する施工管理能力を有しているかどうか。

(2) 元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているかどうか。

(下請負人の制限)

第5条 元請負人は、次の各号に掲げる者と下請負契約を締結することができない。

- (1) 下請負工事に対応する工事の種類に応じて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の建設業の許可を受けていない者。ただし、当該下請負工事が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に規定する者である場合には、この限りでない。
- (2) 建設業法第28条に基づく指示又は営業停止の措置を受けている者
- (3) 中津川市の工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成5年5月20日決裁）に基づく指名停止の措置を受けている者

(事前協議)

第6条 直接元請負人は、次の各号に掲げる者と下請負契約を締結しなければ工事の施工上著しい支障をきたす等やむを得ない特段の事情があるときは、下請負契約に関する承諾願（様式第1号）を提出し、事前に工事の発注担当課と協議しなければならない。

- (1) 直接元請負人が請負った工事に係る入札に参加した者（共同企業体の構成員として参加した者を含む。）
- (2) 直接元請負人が請負った工事の入札を辞退した者
- (3) 下請負工事に該当する工事の種類について、等級格付が上位等級の者
- (4) 下請負工事に該当する工事の種類について、等級格付が同位等級の者

(協議結果通知)

第7条 工事の発注担当課は、直接元請負人に対して当該下請負人の承諾又は不承諾の通知（様式第2号）をするものとする。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

部 課長

## 協議結果通知書

年 月 日付、「下請負契約に関する承諾願」にて協議依頼のありました  
工事の下請負契約につきまして、下記のとおり結果を通知します。

### 記

1. 工事番号
2. 工事名称
3. 協議事項 第 号 承認 ・ 不承認
4. 不承認とした場合の理由